

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第17回定例会 報告

- テーマ：生物多様性ノーネットロス政策の日本への導入の課題
- 話題提供者：跡見学園女子大学マネジメント学部 宮崎正浩 教授
- コーディネータ：東京都市大学 環境情報学部 田中章 准教授
- 日時：平成22年6月24日（木）18:00～19:30
- 場所：環境パートナーシップオフィス エポ会議室（コスモス青山 B2F）
- 概要：

わが国では、環境影響評価法において開発事業に伴う生態系への影響に対するミティゲーションの検討及び実施（回避、低減、代償）が位置付けられているものの、回避及び低減しても残される影響を相殺する、実質的な代償ミティゲーションが実施されるケースは限られている。今回は、宮崎正浩跡見学園大学教授から、欧米での生物多様性の保全政策及びオフセットプログラムの取組状況などを踏まえた上で、宮崎氏が研究テーマとされている、生物多様性のノーネットロス政策を我が国に導入する上での課題及び展望（根拠とできる法制度及びその運用の仕組み）について話題を提供して頂いた。

我が国でのノーネットロス政策を検討するに当たっては、「評価方法の確立（パッチワーク状に分布する多様な生態系の評価）」、「代償の同等性を判断する組織・手続」、「地理的問題」、「代償におけるベースラインの設定」、「代償方法の選択肢（金銭による代償など）」、「多様なステークホルダーの関与・合意形成」といった課題に加えて、「リーケージ（ある場所での代償にインセンティブを与えることで、別の場所で行われていた代償ミティゲーションが実施されなくなり、多様性の損失が別の場所に移るだけ）」が重要な課題となる。また、我が国特有の里山を対象として進められている生物多様性バンクについては、継続的な維持管理、バンク経営の持続性などが課題になる。

日本の土地利用を規制する法制度を根拠として、生物多様性のノーネットロス政策を我が国の規制として導入する場合、現行の法令からは理念や目標は読み取れるものの、具体的な政策手段にまで踏み込むことは難しい。そのため、国の環境基本計画や自治体の環境基本条例にノーネットロス政策を盛り込み、自治体の行政指導で運用するなどの我が国独自の制度設計が必要であることを、宮崎氏は強調していた。

参加者との意見交換においては、ノーネットロスの科学的なジャッジや達成基準（ノーネットロスを確保する上で安全側に代償ミティゲーションの実施を求めると、事業者側にとって過大な負担になる）に関する課題など、熱い議論が交わされた。

本年10月に名古屋で開催されるCBD/COP10を間近に控え、「生物多様性の損失速度を顕著に低下させる」という目標が達成されなかったという現実を突きつけられて、我が国においても実効ある生物多様性の保全・オフセットのための仕組み作りを真剣に考えていかなければいけないという、まさに待ったなしの状況にあることを強く感じさせられた定例会であった。

（レポーター：日本エヌ・ユー・エス株式会社 中村純也）